

おもしろ社会⑫（歴史編）



飛鳥時代(2)

問題 聖徳太子の政治について、()に合う語句を□から選んで書きましょう。

飛鳥時代(あすかじだい)に活躍した聖徳太子は、用明天皇ようめいの皇子おうじで、叔母であった推古天皇の(ア)を務め、(イ)と協力して政治を行いました。

当時の日本は、まだ国としての仕組みが整っていませんでした。そこで、聖徳太子は新しい制度を作り、日本の政治を発展させました。

603年には(ウ)を制定しました。朝廷の役人を12階級に分けて、よい働きをした者を昇進しょうしんさせ、階級を表す色別の冠を与えるという制度でした。(エ)を登用することを狙いとしたものです。

604年には(オ)を定めました。この憲法は、朝廷に仕える(カ)として守るべき心得を示したものです。第一条には役人どうし協力すること、第二条には(キ)を大切にすること、第三条には(ク)の命令には必ず従わねばならないこと、が書かれています。

また、太子は、(ケ)として小野妹子を中国に送り、大陸の進んだ文化に学び、日本の国際的な地位を上げるために努めました。

仏教	遣唐使	冠位十二階	役人	天皇	摂政
蘇我馬子	十七条憲法	関白	優秀な人材	遣隋使	

答え

問題 聖徳太子の政治について、()に合う語句を□から選んで書きましょう。

飛鳥時代(あすかじだい)に活躍した聖徳太子は、用明天皇ようめいの皇子おうじで、叔母であった推古天皇の(ア 摂政)をつと務め、(イ 蘇我馬子)と協力して政治を行いました。

当時の日本は、まだ国としての仕組みが整っていませんでした。そこで、聖徳太子は新しい制度を作り、日本の政治を発展させました。

603年には(ウ 冠位十二階)を制定しました。朝廷の役人を12階級に分けて、よい働きをした者を昇進しょうしんさせ、階級を表す色別の冠を与えるという制度でした。(エ 優秀な人材)を登用することを狙いとしたものです。

604年には(オ 十七条憲法)を定めました。この憲法は、朝廷に仕える(カ 役人)として守るべき心得を示したものです。第一条には役人どうし協力すること、第二条には(キ 仏教)を大切にすること、第三条には(ク 天皇)の命令には必ず従わねばならないこと、が書かれています。

また、太子は、(ケ 遣隋使)として小野妹子を中国に送り、大陸の進んだ文化に学び、日本の国際的な地位を上げるために努めました。

仏教	遣唐使	冠位十二階	役人	天皇	摂政
蘇我馬子	十七条憲法	関白	優秀な人材	遣隋使	